

第1回施設営業事業部運営委員会

日時／平成30年5月14日(月)16時～16時55分
場所／JAIA会議室
出席／委員長 石井光一
副委員長 山下滋、内田慎一
委員 柴田健、熊谷清司、小林一雄、梶修明、
宮本和彦、上田和弘、石原雅文、
岡田拓志、名村宏、湯之前輝寿
オブザーバー 鈴木剛夫

決議事項

1. 新体制について 任期満了に伴う役員改選について

柴田委員より施設営業事業部運営委員会メンバー構成の説明があり、次のことが提案・決議された。

◎6月のJAIA総会に新副会長として予定していた菊池康男より、AOUの役員任期満了になること等から辞任の申し出があったため、石井光一氏を新たに副会長候補予定者とする。

◎施設営業事業部運営委員会の委員長に石井光一氏が就任。また、内田慎一氏を新たに副委員長とする。

◎菊池康男氏には、理事、九州・沖縄地区本部長及び福岡県本部長を引き続きお願いする。

◎会社経営体制の変更による石井学氏の理事辞任を承認。

2. QRコード課金システムについて
中国で爆発的に利用されているQRコード決済システムの日本版課金システムの構築に向け、マシン事業部から専門委員会起ち上げの提案があることが事務局から報告され、施設営業事業部としての関わりについて意見交換。結果、まずはハードの検討をマシン事業部中心で進め、その進捗に併せ施設営業事業部として動いていく方向を確認した。

3. 総会・全国情報交換会の交通費補助について
前年同様、県本部長(理事を除く)対象に、総会は交通費・日当(当日)、全国情報交換会は交通費のみ支給する旨、事務局から説明があり、承認された。

4. AOUSテッカーについて
事務局から提示された2案を検討、決定した。

報告事項
1. 平成29年度事業報告及び決算報告(AOU)の件
事務局から資料に基づき説明があった。

2. 年間行事予定

第1回店舗活性推進委員会

日時／平成30年6月7日(木)10時～12時
場所／JAIA会議室
出席／睦田在隆委員長はじめ委員10名
十オブザーバー2名十事務局2名

1. 平成30年度委員構成について

同委員会で規程されている「50歳定年制」に基づき、委員からオブザーバーとなるメンバー、新任メンバー、退任メンバー等が承認された。なお、新規委員の選任について次のように決めた。

①オペレーター枠：接客デモに参加している企業(会議出席等の負担軽減のため、本社が東京に近い企業)から選定する。

②メーカー枠：委員会活動を認識している企業に参加を呼び掛ける。

③プライズメーカー枠：専業メーカーで、現在参加していないプライズフェア企業より選出する。

2. 組織案ならびに副委員長について
E-sport部会が当業界とそぐわないことから、原点に戻りJAPEPO活性化検討部会として活動することとした。なお、副委員長は各部会に一名ずつをおく。

3. 各部会活動方針について
各副委員長から部会活動方針が次の通り説明された。

「接客アモンストレーション部会」
今年度までは従来通りの形とするが、来年度以降はブラッシュアップして実施する方針。
「天下一音ヶ祭部会」
大会参加者へのノベルティに関し、コレクション性を訴求したものとする方向で準備を進める。なお、ノベルティが余った場合には、大会店舗のギャラリーへのプレゼント等を検討する。

「店舗支援運営部会」
年2回(6月、10月)の研修を開催。また、中小のオペレーター中心に店舗運営支援ツール等のダウンロードサービスを進める方針。

4. JAIA会員外人員の業務委託について

5. 平成30年度予算について

6. JAPEPO日程の確認、他

ゲームセンターにおける景品の取り扱い

「景品提供を行う遊技機」における景品の取り扱いに関する綱領(平成2年12月20日)に基づき、「ゲームセンター等における景品の取り扱い要領」を次のように定める。

1. 目的

本要領は、ゲームセンター等における景品提供を適正に実施することにより善良の風俗の保持と少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び公正な競争秩序を確保することを目的とする。

2. 景品の価額

- (1) 景品1個の価額は、市販価額で800円を超えてはならない。
- (2) 景品価額は、一般市場における市販価額とする。
注)違反価額は、仕入方法が輸入、大量購入、製造者からの直接仕入れなどの如何を問わず、一般小売店において販売されている同一商品または類似商品との比較によって判断される価額である。

3. 景品の種類

提供する景品は、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らして適合すると認められる物に限る。

次に掲げる物品は、設備または提供してはならない。

- ①タバコ及び喫煙器具類
- ②酒類
- ③医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を有する有機溶剤を含む物品類
- ④性的好奇心をそそる図書、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク・レーザーディスク・CD-ROM・DVD等の記録メディア類
- ⑤性的な行為の用に供する物品類及び性器を模した物品類
- ⑥ショーツ・ブラジャー等の下着類

- ⑦金券類及び類似品(テレホンカードなど)類
- ⑧食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ⑨偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他社の知的財産権を侵害している物品類
- ⑩心身に危害を与える恐れのある物品類(レーザーポインター、刃物類等)
- ⑪動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- (1) 1回の遊技結果に提供する景品の個数は、1個とする。
- (2) 景品は、予め表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- (3) 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- (4) カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- (5) 提供した景品をもってほかの景品と交換してはならない。
- (6) 景品を手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより景品の取り扱いを行わなければならない。
- (7) 風宮適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. この取り扱い要領は平成22年1月1日から適用する。